

平成 21 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社アシックス
代表者名 代表取締役社長 尾山 基
(コード:7936 東証第一部・大証第一部)
問合せ先 取締役・管理統括部長
兼研究部門担当 佐野 俊之
TEL. (078) 303-2213

自社株式先渡取引（現金決済条項付き）に関するお知らせ

当社は、Deutsche Bank AG, London Branch（以下「ドイツ銀行ロンドン支店」といいます。）との間で平成 19 年 11 月及び平成 20 年 2 月に締結し、現在も継続する 2 件の自社株式先渡取引（現金決済条項付き）（以下、単に「自社株式先渡取引」といいます。）にかかる契約（以下、各々を「本契約 1」及び「本契約 2」といい、両者を総称して「本契約」といいます。）の概要につき、下記のとおりお知らせします。

昨今の金融事情を鑑みるに、金融商品市場における投資家の投資判断に資する情報開示について、その重要度及び感応度が大きくなってまいりました。特に、一連のサブプライム問題や「リーマンショック」等により、市場における金融不安は増大の一途を辿り、投資家の要求する情報開示レベルにおきましても、質的かつ量的にも詳細・的確かつ充分なレベルを要求されるように、社会情勢も変化しております。

そうした中、本契約に基づく自社株式先渡取引は、取引実行時における当社株式の株価と将来の一定時期における当社株式の株価との差額に基づいて現金決済を行う取引であって、自社株買いとは異なる取引ではありますが、当社株式にかかる市場の需給及び投資判断に対して及ぼし得る影響に鑑みれば、本契約について現時点において開示することが市場における投資家にとって有益であると当社は判断し、本契約の契約内容の概要（後記「3. 本契約の概要について」）、及び本契約の終了に関する当社のプラン（後記「4. 本契約の終了について」）等について、開示することといたしました。

なお、本契約に基づく取引については、契約締結日が属する事業年度を含め、その後の各事業年度にかかる有価証券報告書において、「エクイティデリバティブ取引」としてその時価及び評価損益とともに注記のうえ、その時価に基づく損益を「営業外費用・その他」（第 54 期 自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日）及び「デリバティブ評価損」（第 55 期 自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日）として計上し、各事業年度における損益計算書に反映してまいりました（後記「5. 本契約の会計上の取扱い、及び当社業績に与える影響について」）。

記

1. 自社株式先渡取引について

「自社株式先渡取引」とは、取引当初時の当社普通株式の時価に基づいた「先渡価格」を予め設定し、将来の契約終了時点の当社普通株式の株価に基づく「将来価格」と当該先渡価格との差額を現金決済する取引で、以下の効果をもたらす取引です。

- 将来価格＞先渡価格・・・当社の差金受取り（株価上昇メリット）
- 将来価格＜先渡価格・・・当社の差金支払い（株価下落リスク）

2. 本契約締結の背景及び目的について

当社は、平成 17 年に策定し平成 18 年 1 月より実施した全社経営戦略「アシックス・チャレンジ・プラン (ACP)」に基づいて、当社の成長戦略の過程で、連結売上高 3,000 億円の達成を目指しており、その後の株価も順調に推移しておりました。一方で、当社の発行済み株式総数は約 2 億株と相対的に多く、1 株当たり利益を向上させていくことを、経営上の課題としておりました。

これに対する一つの対策として自社株買いを検討しましたが、当社の新規事業への成長投資に相当程度の資金が必要となると考えられたことから、必ずしも本契約締結時点（平成 19 年 11 月及び平成 20 年 2 月）の当社にとっては最適な財務戦略とはいえないと判断しました。しかしながら将来的には、株主還元の観点から、自社株買いは重要な財務戦略の一つであると考えました。

平成 13 年に金庫株取得が解禁されて以来、日本企業はその株価対策や資本政策として自社株買いを主流な方法としてきましたが、欧米企業においては、本契約と同様の自社株式先渡取引等の手法を含めた様々な手法を選択肢として活用してきております。

本契約により、仮に将来、自社株買いを行う場合、契約締結時点の株価を基準として将来のキャッシュフローを確定させるヘッジ効果を得ることができると考えました。そして、ヘッジ効果を得る期間としては、上記に述べた「アシックス・チャレンジ・プラン (ACP)」の効果が当社株価に反映する時間軸を考慮して、2 年程度とすることが妥当であると考えました。すなわち、契約締結時点では、「アシックス・チャレンジ・プラン (ACP)」の途上であり、将来的な株価上昇期待の中で本契約を執行し、契約締結時の株価をベースにした先渡価格で将来の自社株買いのコストを確定することにより、仮に将来（約 2 年後を目処）、自社株式取得を決定及び実行する場合に、自社株買いと同時に本契約を解約することによって、価格ヘッジ及びキャッシュフロー対策が可能になると考えました。

そこで、当社は、資本政策に伴う財務戦略を多様化すべく、当社の直面していた諸問題を解決するソリューションとして、ドイツ銀行グループより提案があった本契約に取り組むことといたしました。

3. 本契約の概要について

本契約 1 の概要

- | | |
|---------|---------------------------------|
| ① 取引の種類 | 株式先渡取引
本取引は ISDA マスター契約に基づく。 |
| ② 決済方法 | 差金決済 |
| ③ 先渡購入者 | 当社 |
| ④ 先渡売却者 | ドイツ銀行ロンドン支店 |
| ⑤ 対象株式 | 当社普通株式（証券コード 7936） |
| ⑥ 対象株数 | 153,000 株（発行済株式総数の 0.07%相当） |

本報道発表文は、当社による自社株式先渡取引に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

- ⑦ 先渡価格 契約締結時点における対象株式の時価
(ドイツ銀行ロンドン支店が、本取引のヘッジのために契約締結前に買付けた対象株式の買付価格に基づき、ドイツ銀行ロンドン支店の金利コスト相当額及び株式先渡取引契約料相当分等を勘案して、当事者間の合意により決定した。)
- ⑧ 契約締結日 平成 19 年 11 月 2 日
- ⑨ 満期日 平成 21 年 11 月 2 日
- ⑩ 満期決済日 満期日の 3 営業日後
- ⑪ 満期決済 現金決済。
(満期時基準価格－先渡価格)が正の値(株価上昇)であれば、これに対象株数を乗じた金額を当社はドイツ銀行ロンドン支店より受け取り、負の値(株価下落)であれば、その絶対値に対象株数を乗じた金額を当社はドイツ銀行ロンドン支店に対して支払う。
「満期時基準価格」とは、満期前の一定期間における、対象株式の日々の VWAP(売買高加重平均価格)の算術平均をいう。
- ⑫ 合意による期限前解約条項 取引実行日から満期日までの期間において、後記⑬に記載する現金決済の金額その他の事項について両当事者が合意する場合、両当事者が合意する株数について期限前解約することができる。
- ⑬ ⑫の場合の決済 現金決済。
(終了時基準価格－先渡価格)が正の値(株価上昇)であれば、これに対象株数を乗じた金額を当社はドイツ銀行ロンドン支店より受け取り、負の値(株価下落)であれば、その絶対値に対象株数を乗じた金額を当社はドイツ銀行ロンドン支店に対して支払う。
「終了時基準価格」とは、ドイツ銀行ロンドン支店が、期限前解約が決定した日から一定期間において本取引のヘッジ・ポジションの解消のために売付けた対象株式の売付価格の加重平均をいう。
- ⑭ 期限前解約に伴うペナルティ・コスト(損害金) なし
- ⑮ 先渡価格の調整 対象株式について株式分割、株式併合、その他対象株式の理論価格に変動を及ぼす事象(時価による新株発行等は含まれない)が生じた場合には、先渡価格は調整される。
- ⑯ 担保金 当社は、ドイツ銀行ロンドン支店に対して、本取引の時価(対象株式の時価と先渡価格との差額に対象株数を乗じて算出される)及びドイツ銀行ロンドン支店の当社に対する信用極度額等に基づき週次で計算され見直される金額の担保金を差入れる。

本契約 2 の概要

- ① 取引の種類 株式先渡取引
本取引は ISDA マスター契約に基づく。
- ② 決済方法 差金決済
- ③ 先渡購入者 当社
- ④ 先渡売却者 ドイツ銀行ロンドン支店
- ⑤ 対象株式 当社普通株式(証券コード 7936)
- ⑥ 対象株数 1,000,000 株(発行済株式総数の 0.50%相当)

本報道発表文は、当社による自社株式先渡取引に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

- ⑦ 先渡価格 契約締結時点における対象株式の時価
 （ドイツ銀行ロンドン支店が、本取引のヘッジのために契約締結前に買付けた対象株式の買付価格に基づき、ドイツ銀行ロンドン支店の金利コスト相当額及び株式先渡取引契約料相当分等を勘案して、当事者間の合意により決定した。）
- ⑧ 契約締結日 平成 20 年 2 月 15 日
- ⑨ 満期日 平成 22 年 2 月 15 日
- ⑩ 満期決済日 満期日の 3 営業日後
- ⑪ 満期決済 現金決済。
 （満期時基準価格－先渡価格）が正の値（株価上昇）であれば、これに対象株数を乗じた金額を当社はドイツ銀行ロンドン支店より受け取り、負の値（株価下落）であれば、その絶対値に対象株数を乗じた金額を当社はドイツ銀行ロンドン支店に対して支払う。
 「満期時基準価格」とは、満期前の一定期間における、対象株式の日々の VWAP(売買高加重平均価格)の算術平均をいう。
- ⑫ 合意による 期限前解約条項 取引実行日から満期日までの期間において、後記⑬に記載する現金決済の金額その他の事項について両当事者が合意する場合、両当事者が合意する株数について期限前解約することができる。
- ⑬ ⑫の場合の決済 現金決済。
 （終了時基準価格－先渡価格）が正の値（株価上昇）であれば、これに対象株数を乗じた金額を当社はドイツ銀行ロンドン支店より受け取り、負の値（株価下落）であれば、その絶対値に対象株数を乗じた金額を当社はドイツ銀行ロンドン支店に対して支払う。
 「終了時基準価格」とは、ドイツ銀行ロンドン支店が、期限前解約が決定した日から一定期間において本取引のヘッジ・ポジションの解消のために売付けた対象株式の売付価格の加重平均をいう。
- ⑭ 期限前解約に伴うペナルティ・コスト（損害金） なし
- ⑮ 先渡価格の調整 対象株式について株式分割、株式併合、その他対象株式の理論価格に変動を及ぼす事象（時価による新株発行等は含まれない）が生じた場合には、先渡価格は調整される。
- ⑯ 担保金 当社は、ドイツ銀行ロンドン支店に対して、本取引の時価（対象株式の時価と先渡価格との差額に対象株数を乗じて算出される）及びドイツ銀行ロンドン支店の当社に対する信用極度額等に基づき週次で計算され見直される金額の担保金を差入れる。

4. 本契約の終了について

当社は、本日開催の取締役会において、手元流動性確保を優先すべきとの観点から、本契約締結の当初の目的であった本契約解約と同時に行う自社株買いを実施せずに、本契約につき合意による期限前解約条項（前記「本契約 1 の概要⑫」及び「本契約 2 の概要⑬」）に基づく期限前解約を行うことを決定いたしました。

本契約の解約に伴い、取引相手方であるドイツ銀行ロンドン支店は、当該自社株式先渡取引のヘッ

ジのために保有している当社株式合計 1,153,000 株を売却して、終了時基準価格（前記「本契約 1 の概要⑬」及び「本契約 2 の概要⑬」）を決定します。

当該ヘッジ・ポジション（当社株式 1,153,000 株）の売却については、市場への影響に配慮して、ドイツ銀行ロンドン支店が、当社株式の中長期的な保有を意図している国内投資家との間の立会外（または取引所外）取引（ドイツ証券株式会社を介して行う場合を含む）によるブロック取引によって行う予定です。当該ブロック取引によって、取引相手方であるドイツ銀行ロンドン支店が実際に売却できた価格を終了時基準価格とし、当社とドイツ銀行ロンドン支店とは前記「本契約 1 の概要⑬」及び「本契約 2 の概要⑬」に従って株式先渡取引を現金決済します。

5. 本契約の会計上の取扱い、及び当社業績に与える影響について

冒頭にありますように、本契約に基づく取引については、契約締結日が属する事業年度を含め、その後の各事業年度にかかる有価証券報告書において、「エクイティデリバティブ取引」としてその時価及び評価損益とともに注記のうえ、その時価に基づく損益を「営業外費用・その他」（第 54 期 自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日）及び「デリバティブ評価損」（第 55 期 自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日）として計上し、各事業年度における損益計算書に反映してまいりました。

本日四半期決算短信を発表した平成 22 年 3 月期（第 56 期）第 1 四半期会計期間（自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 6 月 30 日）の末日時点では、本契約にかかる「エクイティデリバティブ取引」の時価及び評価損益は△507 百万円となっており、前事業年度末日（平成 21 年 3 月 31 日）時点における時価及び評価損益である△734 百万円に比して時価が上昇（評価損が減少）したことから、本年度第 1 四半期会計期間の損益計算書においては「デリバティブ評価益」として 227 百万円を計上しております。

また、本契約の終了に伴って計上されることとなる最終的な「デリバティブ評価損益」につきましては、前記「4. 本契約の終了について」に記載する方法によって決定される終了時基準価格によって確定いたしますので、終了時基準価格が直近の四半期会計期間末日（平成 21 年 6 月 30 日）時点の対象株式の時価（880 円）と大幅に異なることとならない限りは、本契約の終了が当社業績に与える影響は極めて軽微なものと見込んでおります。

なお、本契約の期限前解約を全て完了した時点において、最終的に決定された終了時基準価格に基づいて算出される「デリバティブ評価損益」の追加計上等に関する開示を行う予定です。

以上